

物 件 明 細

物件番号	所在地	岸和田市今木町110番2の一部 (岸和田市今木町110番2号付近)	地目	雑種地	交通機関	JR阪和線 久米田駅 東約1600m	最低 使用料 (年額)	374,700円/年		
5	(住居表示)									
土地の概要					特記事項					
面積	使用許可対象面積 679.38 m ²				1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。					
接面道路 の状況	南側：府道・幅員約9.8m・舗装有・高低差無 東側：道路(里道敷外・府所有地)・幅員約4.5m・舗装有・高低差無				2 対象地への車両等の出入りについては、大阪府岸和田土木事務所及び岸和田警察署と協議し、許可を得てください。なお、アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府岸和田土木事務所と協議し、その整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所 管理課 電話 072-439-3601(代表) 大阪府岸和田警察署 交通規制課 電話 072-439-1234(代表)					
法令に 基づく 制限	市街化区域内				3 対象地にはマンホールが2箇所設けられており、地下には岸和田市の下水道本管及び下水道引込管が埋設されています。これらの維持管理等のため、対象地に岸和田市の職員又は岸和田市の受注業者が立ち入ることがあります。そのため、マンホール上には物件を置かないようにしてください。さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 岸和田市上下水道局 下水整備課 電話 072-423-2121(代表)					
	都市 計画法	用途地域	第一種住居地域							
		地域地区	第三種高度地区							
		建ぺい率	60%	容積率						200%
その他の 法令等	・都市計画法(都市計画道路 大阪岸和田南海線区域内) ・文化財保護法(軽部池西遺跡)				4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については岸和田市と協議してください。 (お問い合わせ先) 岸和田市上下水道局 下水整備課 電話 072-423-2121(代表)					
その他条件					5 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去できません。					
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号						
		対象地周辺	対象地内							
	公営 水道	本管	引込管	岸和田市上下水道局工務課 072-423-2121(代表)						
		有	無							
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)岸和田配電営業所 0800-777-8025						
		有	無							
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株) 導管情報センター 06-6202-2141							
	有	無								
公共 下水道	本管	引込管	岸和田市上下水道局下水整備課 072-423-2121(代表)							
	有	無								
					6 対象地内北側には電気の引込線が設置されていますが、これは現使用者が設置したもので、本来、対象地内には引込線は設置されていません。 また、対象地内には照明灯は設置されていません。新たに電気の引込線及び照明灯を設置される場合は、大阪府岸和田土木事務所及び関西電力株式会社にお問い合わせください。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所 建設課 道路整備グループ 電話 072-439-3601(代表) 関西電力株式会社 岸和田配電営業所 電話 0800-777-8025					
					7 対象地東側道路から南側府道への進入時における視認性確保(歩行者、車両等の通行目視のため)の観点から、南東側付近の管理ネットフェンス側に看板等の設置はできません。 (裏面へつづく)					

特記事項

- 8 対象地の一部は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「軽部池西遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事等行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。
(お問い合わせ先)
岸和田市教育委員会 郷土文化室 電話 072-423-9688
- 9 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 10 対象地は、過去に公募により落札された現使用者がいます。現使用期間は最長で令和2年3月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は令和2年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までにあらかじめ現使用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。
また、大阪府所有の施設のうち、対象地の北側に設置されていたネットフェンスについては、現在、撤去された状態で対象地を現使用者が使用しています。これらのネットフェンスについても、本公募により決定された使用者の使用期間満了等による原状回復措置の対象となりますので、原状回復に当たってはフェンスを設置してください。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 12 対象地外の府所有地(ネットフェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第5号)

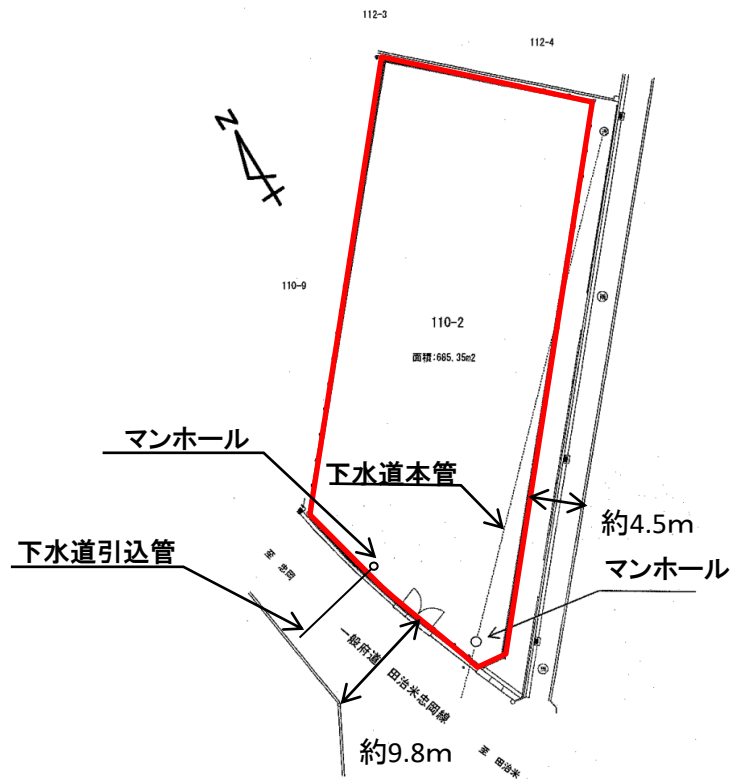


出典:国土地理院ウェブサイト



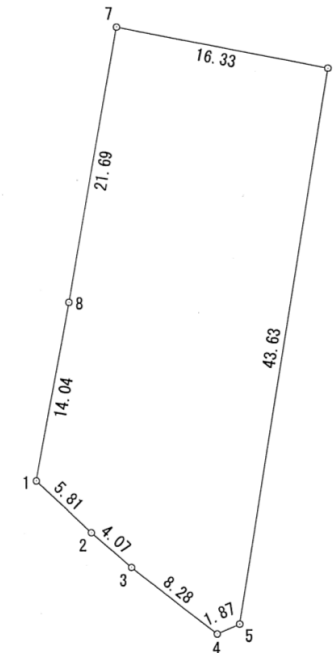
出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第5号)



求積表

NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
5	137.799	90.699	0.474	65.316726
4	138.868	92.240	8.832	1226.482176
3	134.927	99.531	10.783	1454.917841
2	132.818	103.023	8.344	1108.233392
1	129.614	107.875	4.852	628.887128
8	115.567	107.875	0.220	25.424740
7	93.872	108.095	-16.109	-1512.184048
6	94.177	91.766	-17.396	-1638.303092
合計				1358.774863
合計面積				679.3874315
地積				679.38 m ²



図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和元年6月10日
縮尺	S = 1 / 500
事業者名	大阪府